

災害時における施設使用及びボランティアに関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と学校法人成田会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命・身体・財産を守る責務を果たし、市民生活の早期安定を図るため、長野救命医療専門学校施設使用及びボランティア支援等について協定を締結する。

（施設使用目的）

第1条 甲は災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、長野救命医療専門学校本館（以下「施設」という。）を広域避難場所として市民を避難させるために使用するものとする。

（使用施設）

第2条 乙は、その所有する施設を公共福祉の立場から無償で貸し付け、甲はそれを借り受けるものとする。

（ボランティア活動への支援等）

第3条 乙は、施設の使用に関するほか、専門学校生が行うボランティア活動を支援し、又ボランティアの募集及び斡旋に積極的に取り組むものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が行うボランティアの募集及び斡旋に協力するものとする。

（手続）

第4条 甲は乙の施設を使用するときは、事前に乙に対しその旨を文書または口頭で要請する。ただし、口頭の場合は事後速やかに文書を提出するものとする。

（要請の協力）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする。

2 甲は、施設を使用する場合は乙の立会いの上指示に従うものとする。

（所有権移転等の場合の措置）

第6条 乙は使用物件の現状を変更し、又は所有権その他の財産権を移転しようとする場合には事前に文書をもって甲に通知するものとする。

（施設の管理）

第7条 甲が、乙の施設を使用する場合の施設管理及び運営については、甲の責任において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は、前条の施設管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から10日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所の終了および現状復旧）

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮し、避難所の早期解消に努め、終了する際は乙に使用終了届を提出するとともに現状復旧を行い、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡担当部局）

第11条 第3条に規定するボランティアの募集および斡旋または第4条に規定する要請の手続を迅速かつ円滑に行うための連絡担当部局を定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期限満了1箇月前までに相手方に対し、書面による特別の意思表示がない場合は本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じた場合は甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年7月19日

甲 長野県東御市 281番地2

東御市長

土屋哲男



乙 長野県上田市中央2丁目13番27号
学校法人 成田会

理事長

成田平夫

